

委 任 状

(あて先)長生村長

記入日 令和 年 月 日

この委任状は印鑑登録関係には使えません。

委任する人	住所			
	氏名	Ⓜ	生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	連絡先	()		
	私は次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。			
代理人	住所			
	氏名		生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日
委任事項	に関する事			

委任する人ご本人が上記枠内をすべて自書してください。

※内容に不備がある場合は受付できませんので、記入漏れにご注意ください。

----- (キリトリせん) -----

- 【注意】**
- ・必ず、委任するご本人が上記枠内の全てを自書してください。
 - ・代理人の方は必ず本人確認書類をお持ちください。
 - ①運転免許証/個人番号カード等の顔写真付きの場合は1点
 - ② ①の身分証明書が無い場合は、健康保険証・年金手帳等2点以上
 - ・日付の記入漏れなど少しでも不備がある場合は受付できないこともあります。

(委任事項欄は、下記の記載例を参考に自書してください。)

書類又は手続きの例	委任事項欄の記載例
1. 住民票の写し	(氏名)〇〇〇〇の住民票写し(本籍・続柄の記載の有・無)〇通の交付申請 (氏名)〇〇〇〇の世帯全員の住民票写し(本籍・続柄の記載の有・無)〇通の交付申請 ※世帯全員又は世帯の一部、本籍、続柄の有・無、通数を明記のこと。 明記なく、かつ、使用目的が明白でない場合には、本人のみの本籍、続柄省略のもの1通とさせていただきます。 (氏名)〇〇〇〇の除票(本籍・続柄の記載の有・無)〇通の交付申請 ※亡くなられた方の除票は、亡くなられたときに同じ世帯であっても、利害関係人でなければ請求できません。
2. 戸籍の証明書(注)	(氏名)〇〇〇〇の戸籍謄本(全部事項証明書) 〇通の交付申請 (氏名)〇〇〇〇の戸籍抄本(個人事項証明書) 〇通の交付申請 相続に必要なため(氏名)〇〇〇〇の出生から死亡までの戸籍・除籍・改製原戸籍謄本〇通の交付申請
3. 戸籍の附票(注)	(氏名)〇〇〇〇の戸籍の附票〇通の交付申請
4. 身分証明書(注)	(氏名)〇〇〇〇の身分証明書〇通の交付申請
5. 転入・転出・転居 世帯変更等の異動届	(氏名)〇〇〇〇の転入届(異動日 令和〇年〇月〇日)の手続き ※個人番号カード・住民基本台帳カードを所持されている場合には暗証番号が必要となります。 (氏名)〇〇〇〇の転出届(異動日 令和〇年〇月〇日)の手続き

(注)戸籍証明書、戸籍の附票の写し及び身分証明書に関する注意点

- ・必要な方の戸籍がある本籍地の市町村でなければ、取得できません。
- ・「本籍」, 「筆頭者」を申請書に記入できない場合は証明書を交付できませんので、必ず代理人にお伝えください。

(記入例)

委任状

(あて先)長生村長

記入日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

委任する人	住所	千葉県長生郡長生村本郷〇〇〇〇番地〇〇		
	氏名	甲野 一郎 (甲野)	生年月日	大正・昭和・平成・令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	連絡先	〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇		
私は次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。				
代理人	住所	千葉県長生郡長生村本郷〇〇〇〇番地〇〇		
	氏名	乙川 太郎	生年月日	大正・昭和・平成・令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
委任事項	〇〇〇〇の世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄入り)2通の交付申請 に関すること (委任する方がすべて自書してください。)			

○ 委任状とは・・・委任状とは、ある人に一定の事項を委任した旨を記載した文書のこと、代理権を与えたということの証拠となる文書のことです。

○ 委任状の書き方・・・委任状の書き方には、法律上どう書かなければならないという定めはありません。しかし、①いつ ②誰が ③どのような内容を ④誰に与えたかが記載されている必要があります。

※ 委任状は必ず委任者本人に署名・押印をしてもらってください。

○ 委任状を偽造し行使した者は、有印私文書偽造・同行使罪で罰せられます。
(刑法第159条第1項、第161条第1項)

また、偽りその他不正の手段により住民票や戸籍の交付を受けた者や、
虚偽の住民異動届をした者は法律で罰せられます。

(住民基本台帳法第47条第2号、戸籍法第133条)